

事 務 連 絡

平成 23 年 3 月 26 日

各市町村等の介護保険担当課
各介護サービス事業所

} 御中

岩手県保健福祉部長寿社会課介護福祉担当

【東北地方太平洋沖地震関係】

被災者に係る利用料等の取扱いについて

このことについて、厚生労働省から別添（写）のとおり取扱いが示されましたので、お知らせします。

つきましては、趣旨をご理解の上、適切な対応をお願いします。

記

(通知の概要)

被災者に係る利用料等の取扱いの対象者範囲が拡大されたもの

【拡大された対象者】

被保険者が東北地方太平洋沖地震又は長野県北部の地震により

- 1 当該被保険者又はその属する世帯の主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- 2 当該被保険者又はその属する世帯の主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

の申し立てを行った場合でも、同様の取扱いを行うものであること。

岩手県保健福祉部長寿社会課
T E L : 019-629-5435
F A X : 019-629-5444
E-Mail : AD0005@pref.iwate.jp